

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 占用料は、占用の許可をしたとき(電線共同溝に係る占用料にあっては、占用の許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したとき)、又は占用の協議が成立したときに<u>納入通知書により</u>徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(<u>占用料の額の最低額</u>)</p> <p><u>第2条の2 法第39条の2第5項の条例で定める額は、別表に定める額とする。</u></p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 占用料は、占用の許可をしたとき(電線共同溝に係る占用料にあっては、占用の許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したとき)、又は占用の協議が成立したときに徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料(那覇市道路占用料徴収条例第1条に規定する占用料をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得て道路を占用する物件に係る令和6年度の占用料の額は、改正後の別表の規定により算定した占用料の額が、調整額(改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額(施行日の前日において那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第54号)付則第3項の規定の適用を受けている物件にあっては、同項の規定による額)をいう。以下同じ。)を超えるときは、調整額とする。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	<u>1,700</u>
	第2種電柱		<u>2,600</u>
	第3種電柱		<u>3,500</u>
	第1種電話柱		<u>1,500</u>
	第2種電話柱		<u>2,400</u>
	第3種電話柱		<u>3,400</u>
	その他の柱類		<u>150</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		<u>15</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>9</u>
	路上に設ける変圧器		<u>1,500</u>
	地下に設ける変圧器		<u>920</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>3,100</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,300</u>
	広告塔		<u>25,000</u>
その他のもの	<u>3,100</u>		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	<u>64</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>92</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>140</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>180</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>280</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>370</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>640</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>920</u>	
外径が1メートル以上のもの	<u>1,800</u>		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			<u>3,100</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>13,000</u>
	地下に設ける通路		<u>7,600</u>
その他のもの		<u>3,100</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		<u>250</u>
	その他のもの		<u>2,500</u>
政令第7条第1号に掲	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	<u>2,500</u>
		その他のもの	<u>25,000</u>

掲げる物件	標識		2,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	250
		その他のもの	2,500
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	250
		その他のもの	2,500
	アーチ	車道を横断するもの	25,000
その他のもの		13,000	
政令第7条第2号に掲げる工作物			3,100
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			2,500
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			310
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条、第2条の2関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	<u>1,900</u>
	第2種電柱		<u>2,900</u>
	第3種電柱		<u>3,900</u>
	第1種電話柱		<u>1,700</u>
	第2種電話柱		<u>2,700</u>
	第3種電話柱		<u>3,700</u>
	その他の柱類		<u>170</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		<u>17</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>10</u>
	路上に設ける変圧器		<u>1,600</u>
	地下に設ける変圧器		<u>1,000</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>3,400</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,400</u>
	広告塔		<u>30,000</u>
その他のもの		<u>3,400</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		<u>71</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>200</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>300</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>400</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>710</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,000</u>
外径が1メートル以上のもの		<u>2,000</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			<u>3,400</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>15,000</u>
	地下に設ける通路		<u>9,000</u>
その他のもの		<u>3,400</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		<u>300</u>
	その他のもの		<u>3,000</u>
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	<u>3,000</u>
		その他のもの	<u>30,000</u>
	標識		<u>2,700</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際	<u>300</u>

		し、一時的に設けるもの	
		その他のもの	3,000
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	300
		その他のもの	3,000
	アーチ	車道を横断するもの	30,000
		その他のもの	15,000
政令第7条第2号に掲げる工作物			3,400
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			3,000
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			340
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額

備考 [略]